

令和 3 年 2 月 24 日 議会運営委員会 議事録
12時59分 開会

○出席委員 (6 人)

委員長 児玉 朋也

副委員長 和田 芳弘

委員 北地 範久、西村 一啓、網谷 芳孝、日城 究

議長 細川 雅子

副議長 寺岡 公章

○欠席委員 なし

○児玉委員長 それでは、定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

市長がお見えですので、御挨拶をお願いします。

市長。

○入山市長 議会運営委員会開催、ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

○児玉委員長 それでは、議事日程にしたがいまして、議事を進めていきたいと思います。

日程 1、議案の取り扱いについてを議題といたします。

執行部から議案の概要について、説明をお願いいたします。

総務部長。

○中村総務部長 こんにちは。

午前中の議員全員協議会から引き続き開催ありがとうございます。

それでは、私のほうから、令和 3 年 3 月大竹市議会定例会議案の概要について、説明をさせていただきます。

初めに、議案第 1 号から議案第 11 号の一般会計、それから 7 特別会計及び 3 企業会計の当初予算につきましては、先ほど、議員全員協議会で、市長、副市長から説明がございましたので、私からは、この説明を割愛させていただきます。その他の議案につきましては、概要の説明をさせていただきます。

それでは、初めに報告第 1 号、それから報告第 2 号、これは、いずれも大竹会館の関係でございます。専決処分 of 報告についてでございます。議会の議決を得た工事請負契約の変更について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定によりまして専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定により報告をするものでございます。

報告第 1 号は、大竹会館改築等工事の建築主体工事に関してでございます。こちら、防水工事の追加、それから敷地前の水路の床版工事の施工方法の変更等によりまして、工事金額が増加をしたものでございます。変更前請負金額が 9 億 5,370 万円、変更後の請負金額が 9 億 6,294 万 8,800 円となるものでございます。専決処分日は、令和 3 年 1 月 6 日でございます。

続きまして、報告第 2 号でございます。こちらは、大竹会館改築等工事の電気設備工事

に関するものでございます。こちら、空調設備を仕様変更したことにより工事金額の増加ということでございます。変更前請負金額が2億4,860万円、変更後の請負金額が2億5,092万6,500円となるものでございます。専決処分日は、同じく令和3年1月6日でございます。

続いて、認第1号、専決処分の承認を求めることについてでございます。一般会計補正予算（第12号）でございます。こちらは、新型コロナウイルスの予防接種の関係の予算でございます。一般会計において補正を行うことにつきまして、令和2年度当該会計予算の変更議決を必要とするものでございますが、特に緊急を要するということで専決処分をさせていただいたものでございます。この内容でございますけれども、補正予算額は593万7,000円でございます。予算総額を215億7,839万6,000円とするものでございます。内容といたしましては、接種券の印刷製本費が主なものでございます。専決処分日は、令和3年1月12日でございます。

続きまして、認第2号、専決処分の承認を求めることについてでございます。こちらは、参議院選挙の関係の補正予算でございます。一般会計補正予算（第13号）でございます。御存じのとおり、参議院広島選挙区議員当選無効が確定をいたしまして、それによる再選挙が4月8日告示、4月25日投開票ということで決定をいたしております。それに対する予算でございます。補正予算額は283万5,000円、予算総額を215億8,123万1,000円とするものでございます。なお、一部、ポスター掲示の関係で債務負担行為の補正をいたしております。専決処分日は、令和3年2月10日でございます。

続きまして、認第3号、専決処分の承認を求めることについてでございます。専決処分の事件は一般会計補正予算（第14号）でございます。こちら、新型コロナウイルスの予防接種関係でございます。補正予算額は2億496万7,000円でございます。予算総額は217億8,619万8,000円とするものでございます。予防接種の集団接種委託料、それから接種費用ということで、2億496万7,000円を計上するものでございます。こちら、全額を繰越明許としております。専決処分日は、令和3年2月17日としております。

続いて、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。人権擁護委員、前安井美千子氏が令和3年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き、同氏を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することにつきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めるものでございます。補足資料をつけてございます。参考にいたしてください。

続きまして、議案第12号、教育長の任命の同意についてでございます。小西教育長が令和3年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き任命いたしますことにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、市議会の同意を求めるものでございます。

続いて、議案第13号でございます。大竹市精神障害者医療費支給条例の制定についてでございます。制定の理由でございますけれども、精神障害者に対し医療費の一部を支給することにより、地域で安心して暮らせる環境を醸成するとともに、精神疾患や身体合併症の重症化予防のほか、保健の向上や福祉の増進を図ることを目的として条例を制定するも

のでございます。条例の内容でございます。対象者は大竹市の区域内に住所を有する者、もしくは有するとみなされる者、または社会保険各法の被保険者、もしくは被扶養者であって精神障害者保健福祉手帳の1級、かつ、自立支援医療の精神通院医療受給者証の所持者であるものということでございます。一応、1月28日時点で精神障害者保健福祉手帳所持者は、1級所持者は12名と聞いております。このうち自立支援医療受給者証の所持者が4名と聞いております。医療費の支給でございますけれども、対象者が保健医療機関等の通院等に係る保険負担について、一部負担金を控除して支給をするというものでございます。対象者の一部負担金でございます。対象者の一部負担金の額は、保険医療機関等ごとに通院等1日につき200円ということになってございます。施行期日は令和3年4月1日でございます。

続いて、議案第14号、大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。改正の理由でございますが、先ほどの大竹市精神障害者医療費支給条例の制定に伴いまして、本条例の一部を改正するというものでございます。改正の主な内容ですが、個人番号の利用範囲に当該条例による精神障害者に係る医療費の支給に関する事務を追加するというものでございます。それから、もう1点は、市の機関において、特定個人情報を相互利用できる事務に当該条例による、精神障害者に係る医療費の支給に関する事務を追加するというものでございます。少し分かりにくいんですが、例えば所得証明の添付を必要とするというものが、マイナンバーを利用することによって、そういった添付を省略できるとか、そういったことになります。施行期日は、令和3年4月1日でございます。

続きまして、議案第15号、大竹市漁港管理条例の一部改正についてでございます。こちら、改正の理由でございますが、市が管理する漁港施設において、放置艇解消に向けた対策を実施するため、使用料を定めるなど、必要な規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するというものでございます。改正の内容でございますけれども、漁港施設の目的外使用として、プレジャーボートを係留させるための規定を整備するというものでございます。具体には、許可の有効期限を5年間とすること、それから、1隻船舶の長さ1メートルにつき、1月当たり300円の使用料を令和5年4月1日から徴収することを規定するものでございます。ただいま確認をしております中では、市管理の漁港、80隻程度、放置艇を確認しているということでございます。施行期日は令和3年4月1日でございます。

続きまして、議案第16号、大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正についてでございます。改正の理由及び内容でございます。先ほど、大竹市精神障害者医療費支給条例の制定に伴いまして、関係する条例の一部を改正するものでございます。改正する条例は御覧の3つの条例でございます。内容でございますけれども、受給者資格について、就学のため市外に転出され、国民健康保険法第116条の規定によりまして、本市の区域内に住所を有するとみなされ、本市の国民健康保険被保険者である者を加えるというものでございます。施行期日は令和3年4月1日でございます。

続きまして、議案第17号、大竹市介護保険条例の一部改正についてでございます。改正

の理由でございます。大竹市第8期介護保険事業計画を策定及び介護保険法施行令の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正するというものでございます。改正の内容でございますが、大竹市第8期介護保険事業計画の策定に伴いまして、令和3年度から令和5年度までの介護保険に係るサービス量の推計等から、新たな保険料額を設定するというものでございます。施行期日等は御覧のとおりです。令和3年4月1日施行。それから、令和2年度以前の年度分の保険料につきましては、なお、従前の例によるとするものでございます。

続いて、議案第18号、大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてでございます。改正の理由でございます。令和3年1月に省令の一部が改正されました。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正でございます。これに伴いまして、関係する条例の一部を改正するというものでございます。改正する条例は、第1条から第4条に定める条例でございます。改正の主な内容でございます。1点目といたしまして、介護人材の確保、介護現場の業務効率化及び負担軽減のため、人員配置基準の緩和等について規定をするものでございます。それから、2点目として、感染症や災害への対応力強化を目的といたしまして、業務継続計画の策定等について規定をするものでございます。それから、3点目といたしまして、地域包括ケアシステムの推進のため、全介護従業者に対する認知症介護基礎研修の受講を義務づけるということを規定するものでございます。それから4点目といたしまして、自立支援・重度化防止を目的といたしまして、施設系のサービスにおきまして、口腔衛生管理体制の整備、それから管理栄養士の配置といったものを位置づけまして、栄養管理を計画的に行うということを規定するものでございます。最後、5点目といたしまして、高齢者虐待防止を目的といたしまして、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、それから担当者の配置といったものを規定するものでございます。施行期日は、令和3年4月1日、または、令和3年10月1日。ただし書きといたしまして、一部の規定につきましては、6カ月または3年の間は努力義務といたします経過措置、こちらのほうを規定しております。

続きまして、議案第19号、大竹市墓地使用条例の一部改正についてでございます。こちら改正の理由でございます。新設する大竹市営白石墓苑の規定を追加しまして、併せて大竹市営立戸墓苑の一部の使用料を減額するため、本条例の一部を改正するものでございます。国土交通省が実施します広島西部山系直轄砂防事業白石地区の支障となる墓地の移転先として、新たに造成した墓地の名称、位置及び使用料を規定をするものでございます。白石墓苑の関係でございます。それから、ただいま空き区域がある立戸墓苑の利用を促進するということで、使用率が低くなっている区画につきまして、使用料を2割減額するものでございます。施行期日は、令和3年4月1日でございます。

続いて、議案第20号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございます。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定によりまして、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙案のとおり策定することにつきまして、市議会の議決を求めるものでございます。これによりまして、フェ

リーの整備に地方債の活用が可能になるということになります。

議案第21号、大竹市まちづくり基本構想の策定についてでございます。午前中、説明をさせていただきました本市のまちづくりにおける基本理念及び将来像を示し、もって本市の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、大竹市まちづくり基本構想等策定条例第4条の規定によりまして、大竹市まちづくり基本構想を策定することにつきまして、市議会の議決を求めるものでございます。

議案第22号、工事施行協定の変更についてでございます。こちら、平成30年9月19日に議会の議決を得た工事施行協定につきまして、市負担金額を変更するため、市議会の議決を求めるものでございます。工事名は、大竹駅構内青木踏切改良工事でございます。内容といたしましては、踏切長19.2メートルを15メートルに短縮、そのほか、踏切幅を8メートルから10.5メートルに拡幅する、両側に歩道を整備するなど、見直しを図っております。施工コスト縮減によりまして、負担額が減額するものでございます。変更前市負担額が1億7,507万1,000円でありましたものが、変更後、1億5,614万6,006円となるものでございます。施行期間は、平成30年度から令和2年度までとなっております。

続きまして、議案第23号から議案第26号、この4件につきましては、いずれも指定管理者の指定に関するものでございます。いずれも令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間の指定管理者の指定に関するものでございます。

議案第23号は、大竹市弥栄周辺広場に関する管理運営を株式会社やさかに指定管理させようとするものでございます。

議案第24号は、大竹市総合福祉センターを社会福祉法人大竹市社会福祉協議会に指定管理させることについてでございます。

議案第25号は、大竹市地域福祉会館の管理について、公益社団法人大竹市シルバー人材センターに指定管理させることについてでございます。

それから、議案第26号は、大竹市養護老人ホームゆうあいの里の管理について、社会福祉法人広島友愛福祉会に指定管理をさせることについてでございます。

議案第27号、市道路線の廃止及び認定についてでございます。次のとおり市道路線の廃止及び認定をするため、道路法の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。廃止する路線については、御覧の2路線でございます。それから、認定する路線は、7路線でございます。廃止及び認定の理由について、次のページに記載をしてございます。御確認をいただきますよう、お願いいたします。

続きまして、議案第28号、令和2年度大竹市一般会計補正予算（第15号）でございます。こちら、補正予算額でございますが、2億7,011万4,000円を補正するものでございます。予算総額は、220億5,631万1,000円とするものでございます。

先に歳入歳出の内訳のほうを御覧いただきたいと思います。18ページですかね。補正予算の内訳でございます。主なものだけ、先に話をさせていただきます。

まず、第2款総務費でございます。ふるさと納税促進事業、7,500万円の減額でございます。こちら、新型コロナウイルスの影響等もありまして減額をいたしております。決算見込みに合わせて減額をするということで、歳入のほうも、それに合わせて調整をいたし

ております。続いて、普通財産等の管理・処分事業でございます。1億4,800万円です。こちら、旧穂仁原小学校校舎解体等工事、こちらが該当いたします。それから基金管理事業、こちら、地方創生事業基金に積立てをするというものでございます。

それから、第3款民生費でございます。こども医療費助成事業、1億2,421万4,000円。こちら、にこにここども基金へ積立てをするというものでございます。歳入のほうは、再編交付金のほうを充てるということにしております。それから、その下、市立保育所等整備事業でございます。おがたこども園の入札による不用額、それから、基金の調整の関係で積立金額を減額をしたりしております。その関係で、2億7,511万9,000円を減額するというものでございます。

右側が歳入の内訳でございます。こちら、中身を調整させていただいております。

それから、次のページ行きまして、第8款土木費でございます。土地開発公社経営健全化対策事業でございます。5,754万1,000円を計上いたしております。続いて、大竹駅周辺整備事業でございます。9,000万円を補正をいたしております。こちら、自由通路工事委託料、それから物件補償費の関係を増額をいたしております。併せて、歳入のほうを調整をいたしております。それから、その2つ下、市営住宅長寿命化事業でございます。こちら、年度内の実施が困難となったことによりまして、8,600万円減額をするものでございます。歳入のほうも併せて減額をいたしております。

それから、第10款教育費でございます。小学校管理運営事業でございます。4,637万8,000円の補正でございます。こちら、小方小学校講堂の吊り天井改修工事に関するものでございます。

それから、歳入のほう、そのほか大きいものとしたしましては、地方交付税、普通交付税が、額が確定をいたしたということで、1億6,592万円計上しております。それから、諸収入としたしまして、旧穂仁原小学校等関係補償費、こちらが3億6,254万円計上いたしております。それらを調整いたしまして、財政調整基金繰入金のほうも9,506万円減額をするというものでございます。

以上、主なものを計上いたしまして、合計2億7,011万4,000円を補正額として計上するものでございます。

戻っていただきまして、継続費の補正についてでございます。市立保育所等整備事業、それから大竹駅周辺整備事業につきまして、事業計画に合わせ、年割額を変更をいたしております。

それから、3、繰越明許費の補正でございます。こちら、17事業あります。年度内の事業完了が困難ということでございまして、繰り越すものでございます。

それから、15ページ、債務負担行為の補正でございます。こちら、19の経費が掲げられております。基本的には入札など、事前に実施する必要があるというものを計上させていただいております。

それから、変更が2つの経費。地域公共交通整備に要する経費と、マロンの里管理運営に要する経費、こちらのほうを変更いたしております。

それから、次の17ページでございます。地方債の補正でございます。2起債を追加、そ

れから変更が 7 起債でございます。このたびの補正予算において整理している地方債について、追加及び変更を行うものでございます。

続きまして、議案第 29 号、令和 2 年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）でございます。こちら、補正予算額を 3,026 万 5,000 円とするものでございます。予算総額は 32 億 6,971 万 9,000 円とするものでございます。一般療養給付事務 2,300 万円、それから療養給付費等負担金等返還事務について、726 万 5,000 円を計上するものでございます。これに併せ、歳入のほうを御覧のとおり補正をするものでございます。

続きまして、議案第 30 号、令和 2 年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）でございます。こちら、補てん財源の補正と、それから資本的支出の予定額の補正になっております。補正予算額は 7,737 万 1,000 円でございます。予算総額を 5 億 7,039 万円とするものでございます。こちら、旧第 2 期工業用水道の建設に際しまして、事業の財源といたしまして、受水予定企業のほうから縁故債を借り入れておりました。このたび、工業用水道事業会計の資金繰りについて一定のめどが立ったことから、償還完了まで複数年ある企業と協議を行いまして、今年度予定しておりました企業債償還金の返還後の残額につきまして、一括して繰上償還することについて承諾が得られたことから計上するものでございます。

続いて、議案第 31 号、令和 2 年度大竹市公共下水道事業会計補正予算でございます。こちら、補正予定額でございます。資本的収入の予定額の補正が 1,625 万円で、予算の総額を 5 億 9,461 万 9,000 円、それから資本的支出の予定額の補正が 3,250 万円。予算総額を 7 億 7,589 万 3,000 円とするものでございます。

こちら、国の令和 2 年度補正予算（第 3 号）の成立に伴いまして、令和 3 年度の事業を令和 2 年度に前倒しをして実施をしようとするものでございます。これらは、令和 3 年度に繰り越しをして実施をする予定でございます。1 つは、豪雨時の内水ハザードマップの作成業務。もう 1 点は、津波、それから小瀬川氾濫等による被害想定や対策の基本構想策定業務、この 2 点を実施するものでございます。

以上が、令和 3 年 3 月市議会定例会の議案の概要でございます。議案の取り扱いについて、よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○児玉委員長 ありがとうございます。

ただいま説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 質疑がないようですので、議案の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

局長。

○田中議会事務局長 それでは、議案の取り扱いについて、事務局案を御説明申し上げます。

議案の上程につきましては、申し合わせにより、執行部の説明者ごとに一括したのとなっております。

議事日程に沿って、取り扱いを説明いたします。

まず、議案第 1 号から議案第 12 号に至る 13 件について、一括上程し、提案理由の説明を

受けます。うち、議案第1号から議案第11号までの11件につきましては、令和3年度の当初予算案でございますので、こちらの取り扱いは後ほど日程4、予算特別委員会の設置についてにおきまして説明をいたします。

諮問第1号及び議案第12号の2件については、人事案件のため委員会の付託を省略し、即決と考えております。

続きまして、報告第1号から議案第27号に至る6件でございますが、一括上程し、提案理由の説明を受け、報告第1号及び報告第2号の2件につきましては、いずれも報告事項でございますので、質疑をもって終了。また、議案第15号から議案第27号に至る4件は、生活環境委員会へ付託と考えております。

続きまして、認第1号から議案第29号に至る5件でございますが、一括上程し、提案理由の説明を受け、認第1号から認第3号に至る3件につきましては、いずれも専決処分の承認を求めるものでございますので、質疑の後、委員会付託を省略し、即決。また、議案第28号は総務文教委員会に付託、議案第29号は生活環境委員会へ付託と考えております。

続きまして、議案第13号から議案第26号に至る7件でございますが、一括上程し、提案理由の説明を受け、全て生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第24号でございますが、上程後、提案理由の説明を受け、生活環境委員会へ付託と考えております。なお、議案第24号につきましては、北地議員が地方自治法第117条に規定される除斥に該当いたしますので、他の議案と一緒にしておりません。

次に、議案第19号でございますが、上程後、提案理由の説明を受け、生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第20号及び議案第21号の2件につきましては、一括上程し、提案理由の説明を受け、いずれも総務文教委員会へ付託と考えております。

次に、議案第30号及び議案第31号の2件につきましては、一括上程し、提案理由の説明を受け、いずれの議案も生活環境委員会へ付託と考えております。

以上です。

○児玉委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 質疑なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

事務局案のとおり決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程2、陳情・請願についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

局長。

○田中議会事務局長 それでは、提出のありました陳情及び請願の取り扱いについて御説明申し上げます。

まず、住民の為の正常な議会を求める陳情でございます。提出者は、谷和自治会、二井

博文氏外18名でございます。陳情の内容は、陳情文書表のとおりでございます。取り扱いといたしましては、令和3年陳情第1号としまして、本会議初日に上程し、会議規則第145条及び第141条第1項のただし書き規定により、委員会への付託を省略し、即決と考えております。

続きまして、公立・公的医療機関等の「再検証」要請の白紙撤回、及び地域医療構想の見直しに関する請願でございます。提出者は、田中治績氏外3名でございます。紹介議員は、原田議員、山崎議員、日域議員、山本議員でございます。請願の内容は、請願文書表のとおりでございます。取り扱いといたしましては、令和3年請願第1号としまして、本会議初日に上程し、生活環境委員会へ付託と考えております。

本請願につきまして採択された場合は、本会議最終日に意見書案を上程、即決と考えております。慣例では所掌の常任委員長が提出者に、他の常任委員長が賛成者となっておりますので、付託先の生活環境委員長が提出者に、また、総務文教委員長が賛成者と考えております。また、意見書案につきましては、請願文書表に添付しております意見書案文を各会派にお持ち帰りの上、調整いただきまして、訂正等ございましたら、3月10日までに事務局に御提出いただき、意見書の提出者及び賛成者で調整後、本会議に上程、採決、と考えております。

以上でございます。

○**児玉委員長** ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はございませんか。

日域委員。

○**日域委員** 谷和からの陳情の件ですけども、そんなに大きな話じゃないと思いながら、ずっと今まで決まらずにきているんですけど、この中で質問してみたいんですけどいいですか。

○**児玉委員長** 誰にですか。

日域委員。

○**日域委員** この前の議会運営委員会で皆さんが発言しましたが、例えばこの案件ですけども、令和元年12月17日に議長不信任の審議をやっているさなかに、我々もそれなりに発言をさせていただきましたけど、あのときに西村議員から不穏当な発言があったので、議長において削除をするよう要求しますだったかな、そういうお話が出て、そのときの議長が、何というか、調査して対処しますかな、言葉は違うかもしれませんが、そういうふうな、それが始まりだったんですけども、去年の12月議会での本会議もそうでしたし、議会運営委員会があったかなと思いますけども、西村議員の発言の中に、自分が取り消しをしてくれと言ったのは6文字だというお話があったんですけども、実際は270文字か何か大量に削除されているんですけどもね。その辺は、6文字って、どの部分なんだろうと正直思うんですけども、1年後の話ですからね、それから。そのところは、要求した人に聞いてみないと分からないので、教えてほしいと思うのが一つ。

それから、あのときの本会議は、本会議というか、テーマの関係上、寺岡副議長が議長席に座って議事を進行していました。そこで、その議長に対して議員が発言について、これこれしかじかだから、発言の取り消しを命ぜられるように要求しますかな、言ったわけ

ですけども、この場合の議長というのは、誰なんでしょう。細川議長は、その場におられなかったですね。議長席にいたのは、寺岡副議長がおられたんですけども、議長権限というのは、どこまで関係するのかなというのがありまして、正直言いまして、一番根本のところは、私もよく分からないまま今に至っているところは恥じ入るばかりですけども、改めて、一番根本のところなので、教えてほしい。

一つは、西村議員の6文字というのは、一体何だったのかというのを、答えられる範囲でももちろん結構ですけども、できれば教えてほしいなと思いますし、議会の運営上、あの本会議における議長って誰だというのを、これはできたら事務局長に教えてほしいと思います。

○児玉委員長 日域議員、せっかくの質問なんですけど、この件は、もう1月13日の議会運営委員会で結論が出ておりまして、そのときに請願の紹介者でもある皆さんとも十分協議をした上で結論に至っております。今回、これが同じような内容なので、議会運営委員会としても即決が妥当だということで、もう即決ということになっておりますので、今さら今の質問は受けられません、今の段階では。委員会でないところで皆さんに聞いていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

そういうことで、また、皆さんに聞いていただきたいと思います。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 質疑なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

本件の取り扱いについて、事務局の案のとおり決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程3、一般質問及び総括質疑についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

局長。

○田中議会事務局長 今回の一般質問及び総括質疑は、申し合わせにより代表制は取らず、全員、質問時間は1時間となります。通告期限は3月定例会におきましては、本会議初日を予定されております3月2日火曜日の9時30分まででございます。本会議散会后、議長室において、発言順の抽せんを行うことになろうかと考えております。

一般質問及び総括質疑が行われる予定の3月9日火曜日の本会議までの間には、常任委員会も開催される予定となっております。執行部においては答弁の作成など、時間的に厳しいと想定されますので、早めに通告をしていただきたいと思います。また、通告期限前にヒアリングを済ませておくこともできますので、よろしくお願いいたします。

また、一般質問のヒアリングについては、具体的に何が聞きたいのか、明確にしておいていただきますよう、引き続きお願いをいたしますとともに、昨年5月以降、議会運営委員会の申し合わせにより御協力をいただいておりますけれども、できるだけ接触を避ける

ため、密にならないような会場の設定や、60分以内という時間制限、それからスカイプの活用の検討もお願いしたいと思います。

以上でございます。

○児玉委員長 ただいまの説明につきまして、質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 新型コロナウイルスの件は大事ですから分かるんですけども、12月の経験からして、マスクをした上にフェイスガードをされていると聞こえにくいんですよね。ある人に言わせると、フェイスガードは1割しか効果がなくて、マウスガードは何の意味もないと言った人がいましたけど。やっぱり聞こえないと困るので、何か方法ないかなと思いついて。

○児玉委員長 局長。

○田中議会事務局長 フェイスガード、確かに顔の前にありますので、マイクの前をちょうど遮る形になって、前回、本会議でも大変聞こえづらいという、いろいろ声をいただきましたので、今回は使用しないように考えております。

以上です。

○児玉委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ないようでございますので、事務局の説明のとおり進めさせていただきます。

議会運営委員長の私のほうからも、通告期限の前のヒアリングへの御協力をお願いさせていただきますと思います。

続きまして、日程4、会期決定についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

局長。

○田中議会事務局長 3月定例会の会期でございますが、3月2日から3月25日までの24日間を考えております。

会期日程の案を御覧いただきたいと思います。

本会議を3月2日に開会し、会期決定、当初予算説明、一般議案、陳情、請願を上程し、先ほど決定いただきましたとおりの取り扱いをし、散会。3月8日までを休会と考えております。

委員会審査につきましては、2日の本会議終了後及び3日に常任委員会を。慣例でいきますと、2日に総務文教委員会、3日に生活環境委員会になろうかと考えております。

翌週でございます。3月9日10時から本会議、10日を本会議予備日とし、一般質問及び総括質疑を行います。また、常任委員会付託議案の一般議案の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。続いて、請願の結論が出ておりましたら委員長報告、質疑、討論、採決を行い、本会議を散会いたします。

次に、3月12日でございますが、10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会改革特別委員会の開催と考えております。

本会議最終日は3月25日とし、3月定例会の閉会と考えております。

なお、議案その2の提出が見込まれており、議案の取り扱いについて、本会議初日、3月2日の9時30分から議会運営委員会を開催と考えております。

日程について、調整をお願いいたしたいと思います。

なお、予算特別委員会の関係の日程等は、後ほどの日程5、予算特別委員会の設置についてとあわせて説明させていただきたいと思います。

以上です。

○児玉委員長 ただいま事務局から説明がございましたが、日程について、質疑、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 それでは、日程調整に入らせていただきます。

各委員長、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 日程調整をさせていただきましたので、お諮りいたします。

会期につきましては、3月2日から3月25日までの24日間とし、3月2日火曜日、午前10時から本会議。なお、議案その2の提出があれば、同日午前9時30分から議会運営委員会。各常任委員会については、3月2日、本会議終了後に総務文教委員会を開催、3月3日水曜日、午前10時から生活環境委員会を開催いたします。

今定例会では、3月9日火曜日に中日を設け、一般質問及び総括質疑と議案審査報告等に充て、予備日を10日水曜日といたします。

3月12日金曜日、午前10時から基地周辺対策特別委員会を。その終了後、議会改革特別委員会を開催いたします。

本会議最終日は3月25日木曜日、午前10時から開催といたします。

以上、日程について、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

局長。

○田中議会事務局長 すみません。先ほどの説明の中で、補足がございます。

議案のその3が、本会議最終日、3月25日より前に出てくる見込みになっておりまして、そのための議会運営委員会を予定では3月25日の最終日の9時半に、出てくれば開催させていただきたいと考えております。これが1点。

それから、またお願いになるんですけども、昨年の5月臨時会以降、議会運営委員会での申し合わせを踏まえまして、本会議と、常任委員会等につきましても、速やかに事前通告をいただくよう御協力をお願いさせていただき、会議運営を行っていただきました。

今定例会におきましても、発言通告に関しまして、非常に短い時間にはなるんですが、3月2日、3日の本会議及び常任委員会につきましては、2月26日金曜日の17時までには事前通告の御協力をお願いしたいと思います。

通告書の提出に当たりましては、会議時間の短縮、説明員の待機人数の縮減など、円滑な会議運営のため、項目だけでなく、できるだけ具体的な内容の記載につきまして、御協

力をお願いいたします。

なお、委員会での審査の過程におきまして、説明の内容等によっては急遽追加での質問を必要とする場面もあろうかと思っておりますので、執行部におかれましても御協力をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○**児玉委員長** ただいま、事務局から発言の通告に関して御協力の依頼がありました。引き続き協力をお願いいたします。

また、執行部のほうも、特に委員会では審査の過程において、事前通告があるもの以外も答弁等の対応をお願いすることもあるかと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

続きまして、日程5、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○**田中議会事務局長** それでは、予算特別委員会の設置につきまして、審査日程、資料要求等の件と併せまして御説明いたします。

令和3年度の当初予算については、先ほど議員全員協議会で説明のありました議案第1号から議案第11号に至る11件でございます。こちらについては、先ほど決定いただきましたように、本会議初日の3月2日で上程、説明を受けた後、本会議中日に議事を継続し、一般質問及び総括質疑の形で審議いただいた後、まず、議長が委員8人で構成する予算特別委員会の設置及び付託を諮り、続いて委員の指名を行うことと考えております。

予算特別委員会予定者はサイドブックスの議会運営委員会フォルダに掲載の資料のとおりで、令和2年10月の決算特別委員会におきまして、議選監査委員である網谷議員が児玉議員と交代しておりましたので、令和3年3月の予算特別委員会では、児玉議員が網谷議員と交代することになるかと考えております。

また、3月10日水曜日、本会議予備日ではありますが、散会後に正副委員長の互選を行います。

次に、審査日程でございます。3月15日月曜日から17日水曜日までの3日間と予備日を18日木曜日とし、予備日を入れて4日間と考えております。そして、3月25日木曜日、本会議最終日において、予算議案の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

続きまして、予算資料の要求について説明いたします。

予算特別委員会日程（案）を御覧ください。

審査をより充実したものとするため、予算特別委員に指名されることが予定されている議員からの資料要求を事前に執行部に連絡し、要求に沿った資料を作成していただき、配付をするということになるかと思っております。

先ほど、議員全員協議会におきまして、令和3年度の各会計の当初予算案の概要について説明を受けましたので、3月2日火曜日、本会議初日ですね、ここまです熟読期間としております。予算特別委員の予定者におかれましては、3月2日の正午までに資料要求を文書及び電子データにて議会事務局に提出をいただきたいと思います。

資料につきましては、本会議中日終了後、3月10日の予算特別委員会で正副委員長を互

選した後に、要求した趣旨に沿って作成されているかどうかを確認していただきます。要求どおりであれば、そのまま審査に御活用いただきますが、修正が必要であれば、3月15日月曜日以降の予算特別委員会の審査当日に再提出を受けることになろうかと思います。

各委員におかれましては、あらかじめ確認を要する資料であると考えられるものでございましたら、事前に確認を済ませておいていただければと考えております。

なお、昨年5月以降の臨時会、定例会におきましても、議会運営委員会での申し合わせを踏まえまして、常任委員会等につきましても発言の事前通告をしていただくよう、御協力をお願いして、会議運営を行っていただいております。今回の予算特別委員会におきましても、発言通告に関しまして、会議の進捗状況により、審査予定日が不明瞭なものもあるかと思いますが、3月11日の17時までに、できるだけ事前通告をいただきますよう御協力をお願いしたいと思います。

なお、3月15日審査予定のものについては、3月11日17時、以降、16日審査予定のものについては、遅くとも12日の17時までに、17日審査予定のものについては、遅くとも15日17時までには、書面による事前通告へ御協力をいただきたいと思います。

通告書の提出に当たりましては、先ほど申し上げましたが、円滑な会議運営のため、項目だけでなく、できるだけ具体的な内容の記載につきまして、御協力をお願いいたします。

なお、参考といたしまして、発言通告一覧表を先にメールで送付いたしておりますので、こちらも御活用ください。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○児玉委員長 ただいま事務局から予算特別委員会の設置と日程等に関しまして説明がございました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ないようでございますので、お諮りいたします。

まず、3月10日水曜日、本会議予備日、一般質問及び総括質疑の後、予算特別委員会を設置し、その終了後、正副委員長互選。審査日は3月15日月曜日から17日水曜日までの3日間。また、予備日を18日木曜日として、予算審査を行います。そして、3月25日木曜日の本会議最終日、予算委員長報告、質疑、討論、採決。

以上の日程でございます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議ないようでございます。

それでは、そのように決定させていただきます。

なお、事務局から説明もありましたように、予算特別委員予定の議員におかれましては、資料要求について、3月2日正午までに、文書及び電子データにより議会事務局に提出していただきますようお願いいたします。このような取り扱いは、予算特別委員会における審査を充実するためのことでございますので、要求漏れのないよう、特によりしくお願い申し上げます。

また、委員会における発言については、提出期限までに書面による事前通告に御協力をお願いいたします。

会派の代表におかれましては、各会派所属の議員に周知をお願いいたします。

続きまして、日程6、議員派遣についてを議題にいたします。

事務局から説明をお願いします。

局長。

○田中議会事務局長 それでは、議員派遣につきまして御説明いたします。

資料といたしましては、議員派遣について（案）という1枚もので、対象は1件でございます。

令和3年4月20日、21日の2日間、中国市議会議長会定期総会が浜田市で開催されます。これに正副議長が出席予定ですが、寺岡副議長の出席が議員派遣の対象となります。議長の出席は議会の代表権をもって出席しますので、議員派遣の手続は必要ございません。最終日にこちらの表を配付いたしまして、即決ということで考えております。

以上です。

○児玉委員長 事務局から説明がございましたが、この件につきまして、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 それでは、お諮りいたします。

議員派遣につきましては、事務局の説明のとおり本会議で手続を行うということで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、日程7、その他でございます。

初めに、今定例会での発言通告に関しまして、事務局から連絡事項がございます。

局長。

○田中議会事務局長 先ほどと重複いたしますが、確認の意味も込めて、もう一度お願いをさせていただきますと思います。

日程4の会期決定、及び日程5の予算特別委員会の設置でも御説明申し上げましたけれども、議会運営委員会での申し合わせを踏まえまして、円滑な会議運営のため、今定例会におきましては、3月2日、3日の本会議及び常任委員会については、2月26日金曜日の17時までに、予算特別委員会については、3月11日木曜日の17時までに、項目だけでなく、できるだけ具体的な内容を記載された発言の事前通告について、改めて御協力をお願いいたします。

なお、委員会での審査の過程において、説明の内容等によって急遽、または、追加での質問を必要とする場面もあらうかと思っておりますので、執行部にも御協力をお願いしたいと思います。

以上、重ねてお願いいたします。

○児玉委員長 ただいま事務局から発言の通告について、再度の御協力の連絡がありました。

御協力、よろしくお願いいたします。

また、執行部のほうにも、特に委員会では、審査の過程において事前通告があるもの以外にも答弁等の対応をお願いすることもあるかと思しますので、御協力をお願いしたいと思います。

続きまして、ここから議会内部の協議事項でございますので、執行部の皆さんは退席されても構いません。

〔執行部退席〕

○**児玉委員長** それでは、事務局からの連絡事項がございますので、お願いいたします。

局長。

○**田中議会事務局長** 事務局からの連絡事項、4点ございまして、1点目が、まず、政務活動費の申し合わせ事項について、2点目が各種資料要求について、3点目が欠席届について、4点目が本会議・委員会への飲料の持ち込みについてでございます。

まず、1点目は豊原副参事のほうから説明いたします。

○**豊原副参事兼庶務係長事務取扱** 現在、運用しております政務活動費の取り扱いは、平成28年3月23日の議会運営委員会において承認されたものですが、平成30年度及び令和元年度の政務活動費収支報告書類について、定期監査を受けました際に指摘及び確認された事項について、このたび改めるものです。

御覧いただいております新旧対照表のとおり、取扱基本原則及び個別事項の申し合わせについての改正は4件項目を追加しました。また、このたびの内容補足と併せまして、字句の修正をしております。

なお、政務活動費を充当することができない具体的事例でも字句の修正をいたしております。

新旧対照表の左側は、現行の申し合わせ事項です。右側に改正案を記載しておりますが、内容欄に記載しておりますページは、新旧対照表に係るものですので、例規集につづる場合は記載のページが変わっておりますことを先に御了承ください。

また、薄く塗り潰された部分は変更されていない箇所です。

それでは、追加項目及び内容の補足について、順に説明させていただきます。

まず、追加項目です。

1 ページ目の取扱基本原則、一番最後の行になります。支払い確認でクレジットカード決済という項目を付け足しております。支払い確認は現金払いと口座引落としの2項目でしたが、クレジットカード決済については、口座引落としを運用しておりましたので、新たに項目を追加しました。

それから、2 ページ目、一番下です。調査研究等の実施報告です。政務活動に係る調査研究のための視察、研修会等であることを明らかにするため、視察、研修会等に参加された場合は、報告書及び開催通知や開催要領等の内容が分かる資料を添付いただくようお願いするものです。

続きまして、3 ページ目、個別事項の申し合わせです。

4 番の活動報告書（広報等）の作成でございます。活動報告書、広報紙等の印刷につい

ては、政務活動報告に要したものであることを明らかにするため、成果物を添付していただくものです。また、はがき等により送付される場合は、成果物または原稿の添付をお願いします。

続きまして、4ページ目の8番、文書通信費（切手・はがきの購入）です。文書通信費は、広報活動をはじめ、政務活動の幅広い分野で必要とされる経費です。切手及びはがき等は、多目的な使用が追認されるような大量一括購入ではなく、郵便局窓口で郵送の依頼をその都度されるなど、政務活動に支出されたと確認できるようにしていただくようお願いするものです。また、年度を越えての使用はできませんので、出納管理についても併せてお願いするものです。

続きまして、内容の補足です。1ページ目と3ページ目になるんですが、1ページ目の、まず取扱基本原則、現金支払い、または口座の振り込み欄です。それと、3ページは電話料金についてです。

項目欄の現金での支払いについては、ATM等により現金振り込みをされる場合もございますので、現金支払いまたは口座振り込みといたしました。

また、それぞれの項目の内容欄において、新聞代、携帯電話等について、継続利用の場合は年度当初と最後の月の領収書を提出することで対応も可としておりますが、年度途中に契約内容を変更されることが想定されますので、「同じ契約内容で継続利用の場合は」と追加しました。

また、携帯電話につきましては、2ページに按分適用品目、按分率項目の内容欄最後に9分の1とした平成19年12月26日の大阪高裁の判例を記載しておりますが、このたびの改正に併せまして、3ページの7、電話料金の取り扱い欄にも判例を補足させていただきました。

2ページ、取扱基本原則、備品・消耗品の区分の欄で備品です。備品として単年度で経費化することについては、3ページの個別事項の申し合わせの対象経費、単品で3万円以上10万円未満の物品の購入の取り扱い欄に記載されておりますが、2ページの取扱基本原則の備品の内容欄におきましても同様に記載をいたしました。

続きまして、3ページ目の3段目、単品で10万円以上の物品の購入です。各年度において、減価償却費相当額を経費化していただくために、耐用年数に関する省令名を記載しておりますが、想定される主な備品として、パソコン、タブレットの年数を記載し、報告については複数年となるため、領収書の添付方法について、併せて追加記載いたしました。

最後、3ページです。5段目、書籍の購入と6段目、新聞購読料です。最近では、電子書籍、新聞の電子版も普及しておりますので、このたびの改正に併せて追加いたしました。

以上です。よろしくお願いします。

○児玉委員長 局長。

○田中議会事務局長 続きまして、残りの3点について、御説明してまいります。

まず、2点目の各種資料要求についてでございます。

各種委員会、及び協議会等で議員の皆様にご提供する資料につきましては、事前に担当課からデータをいただき、会議システム、今日も見ていただいておりますけど、このサイド

ブックスに掲載をしております。

あらかじめ印刷資料が提供される場合を除きまして、資料の印刷は必要に応じて議員の皆様で行っていただくことについて、令和元年11月26日の議会運営委員会で申し合わせをされておりますので、個別に印刷資料を担当課に求めないようにお願いをいたしたいと思っております。

また、議員個人で各課に資料要求する場合は、まず、所定の様式で議長に依頼をすることになっておりますので、併せてお願いをいたしたいと思っております。

次に、3点目の欠席届についてでございます。

体調不良や事故など、やむを得ない理由で本会議及び各種委員会、協議会等に欠席する場合は、所定の様式で欠席届の提出をいただいております。

しかしながら、会議の直前に電子メールで送信されるケースであるとか、全く連絡をいただかないケースというのも見受けられまして、会議のスムーズな開催に支障を来しております。

欠席届を電子メールで送信される場合は、確実にメールチェックが事務局においてできますよう、当日の8時30分までに送信をいただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。また、可能であれば電話連絡を一本いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

最後、4点目、飲料の持ち込みについてでございます。

平成17年3月25日の議会運営委員会で、委員会へのお茶もしくは水のペットボトルでの持ち込みを許可する。なお、ペットボトル持ち込みは各自で用意することとの申し合わせがされております。

これは、お茶などをこぼすことがないように、蓋のついた容器の持ち込みについて申し合わせをされたものと考えられますけれども、最近ではペットボトルに加え、水筒などのマイボトルをお使いの方もおられます。また、本会議場においても、長時間の審議の中で、体調管理の面から適宜水分補給することは有効ではないかと考えまして、議員、執行部ともにペットボトルや水筒など、蓋のできる容器を使用すれば、本会議及び委員会への水またはお茶の持ち込みを可能とすることとされてはいかかかと考えたものでございます。

また、併せて紙コップ等、蓋のついていない容器で本会議場及び委員会室に飲物を持ち込まないようにお願いをいたしたいと思っております。

説明、以上でございます。

○児玉委員長 ただいま事務局から申し合わせ事項について、何点か説明がございました。

これらについて、質疑はありませんか。

特に1番は分かりにくかったので、分からない点があったらまた、事務局のほうに聞きに行ってください。

よろしいでしょうか。

議長。

○細川議長 最後の水の持ち込みのことですけれども、水またはお茶とおっしゃったのですが、体調によっていろいろあると思っておりますので、そこは「等」ぐらいにしておいていただ

けるとうれしいなというのと、あと、今後、本会議場には水の用意はしないということですね。今のところ、一般質問の質問席には事務局に用意していただいておりますが、事務局の仕事を少なくするという含めて、一般質問の場所にはもうありませんので、自分で一般質問の途中で水が飲みたくなるとか、委員長報告の途中で水が必要になることもあろうかと思いますが、その場合には、御自身の用意されたのを飲むということによろしかったですでしょうか。私は、そのつもりでいたんですけども。

皆さんの了解があれば、それで事務局の手間が省けますので、ぜひ、そうしていただければと思います。

○児玉委員長 局長。

○田中議会事務局長 各自で持ち込んでいただいた分を登壇のところまでお持ちいただいたほうがいいのか、出している水差しもずっと水道水をくんでずっと置いておりますので、ぬるくもなりますし、できれば皆様でお持ちいただいたもののほうがいいんじゃないかなという判断もございまして、今回から水差しをなしにしようかというのも含めて考えているところです。

以上です。

○児玉委員長 なしということで。なしでよろしいですね。

スポーツ飲料ぐらいはええちゅうことね。

自分でよく判断して、これならいいと思うものを持ってきてください。

他にございませんか。

北地委員。

○北地委員 委員会等で資料要求をする場合が結構あるんですけど、今回も資料要求ありますけども、今まで、ほとんどがPDFでいただいとるわけなんですけども、これをデータが変換できるような、ワードとかエクセルとか、そういう形式で要求してもいいものかどうか。できたら、そちらでデータ提出してもらいたいと思うんですが、お願いできませんでしょうか。

こっちとしてはデータ変換したいから、PDFではなく、ワードやエクセルみたいな変換できるデータでいただきたい。そういう要求はできないんでしょうか。

○児玉委員長 資料を自分が変更するということですか。

北地委員。

○北地委員 はい。例えば、経年でずっとデータ作っていくとか、そういうのできていくので。個別のお願いになるんですかね、これ。

○児玉委員長 局長。

○田中議会事務局長 求められるものによるんじゃないかと思います。というのが、PDFでサイドボックス等に掲載しておるものでもスキャンをして掲載しているケースと、ワードからPDFに変換して掲載しているケース、あるいはエクセルからというケースがございます。

エクセルになっている表を、例えばPDFになる前のエクセルデータで提供を求められないかということであれば、物によっては可能なこともあるんじゃないかと思います

が、場合によっては、そのエクセルの表自体に個人情報が含まれているとか、個人情報が含まれているけれども、資料として表示しているのは、個人情報の部分を見えない形で集計だけして表示しているということも考えられますので、ケースによるんじゃないかと考えます。

以上です。

○児玉委員長 PDFで提供されるものは加工したらいけないということですよ。提供されるものを使用してください。

北地委員。

○北地委員 要求もできないということですか。

○児玉委員長 それは個別にということをお願いしたいと思います。
他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ないようなので、会派の代表または1人会派の代表におかれましては、各会派所属の議員に周知をお願いしたいと思います。

以上で、日程は全部終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

14時14分 閉会